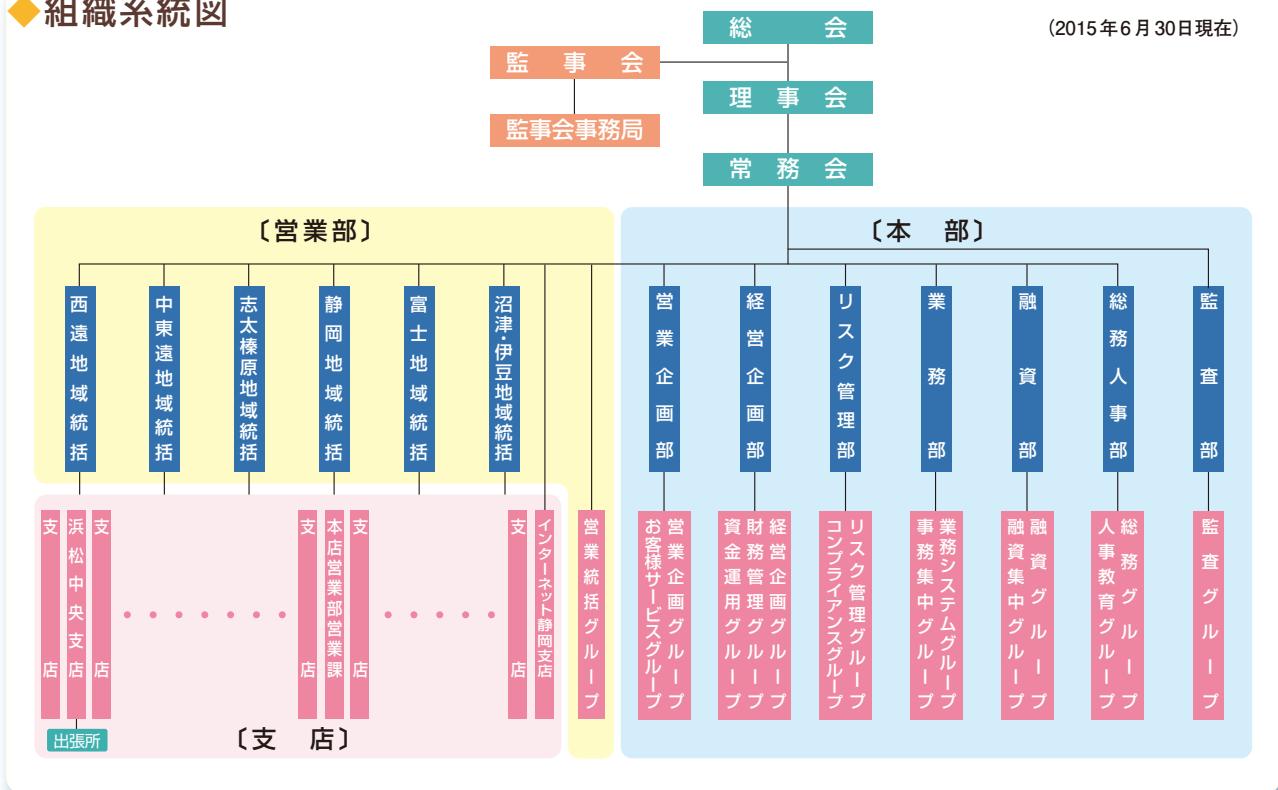


▶ 経営の体制

当金庫は、金融経済環境の変化に迅速に対応し健全経営を行っていくため、経営体制の充実・強化に努めています。2015年4月には、第2期中期計画『TRY』の基本戦略等を踏まえ、営業企画部と本店営業部の機能・体制整備による営業態勢強化のほか、従来の課・センターをグループとして再編し業務の扁平化、スリム化をはかるなど、組織機構を一部変更しました。

◆組織系統図

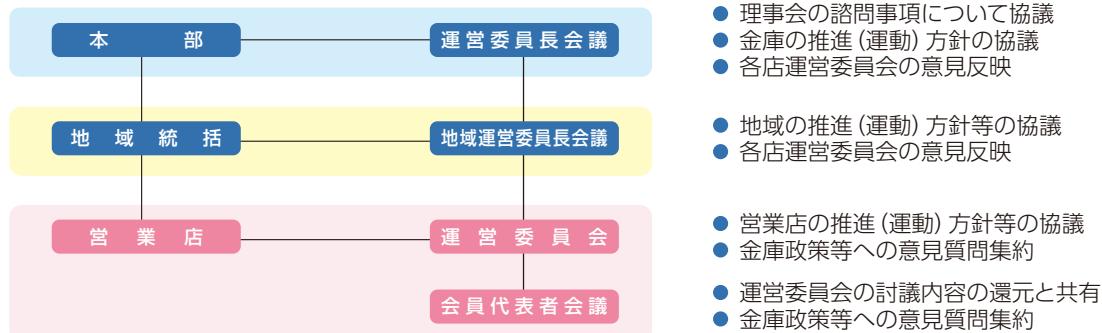


◆機関の内容

- ・理事会は、全理事をもって構成し、金庫の業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として、事業計画、コンプライアンスの実践に係る基本方針、リスク管理に関する方針等を決定するとともに、理事の職務執行を監督しています。
 - ・常務会は、理事長、副理事長、専務理事および常務理事をもって構成し、代表理事および常務理事の業務執行の適正を期すための機関として、理事会から委任を受けた事項等を審議し決定します。また、執行役員も常務会に出席し、提案、報告を行うことができます。
 - ・監事會は、全監事をもって構成し、監事監査方針の立案・計画、監査方法等を協議しています（ただし、監事會は各監事の権限を妨げることはできません）。また、監事は理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、意見を述べることになっています。

(注)当金庫の役員は、定款の定めにより理事20名以内、監事5名以内となっています。2015年6月30日現在、理事19名(うち常勤4名)、監事5名(うち常勤1名)です。詳しくは、31ページをご覧ください。

● 推進機構の概略図



◆内部統制システム構築の基本方針（抜粋）

内部統制とは事業体の目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者は、内部統制に係る体制を構築するとともに、その整備に継続して取組むことが求められています。

当金庫では、事業の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性確保、法令等遵守の達成に向けた体制整備をはかるため、「内部統制システム構築の基本方針」を制定しています。

この基本方針は将来的なリスクの発生および運用実態等の現状に合わせ必要に応じて見直すこととし、2014年度もその有効性を検証・確認し、体制整備に取組みました。今後も継続的に点検・整備をすすめ、実効性の確保に努めてまいります。

(2015年6月30日現在)

(1)理事および職員の職務の執行が「法令」および「定款」に適合することを確保するための体制

当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置付け、その基本的な枠組みをコンプライアンス基本規程として定めています。そして役職員が法令・定款および金庫の理念を遵守する行動をとるための基本原則や行動規範などを静岡県労働金庫倫理綱領に定め、役職員の共通認識のもとに実効性を高める対策を講じて周知徹底します。

(2)理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

総会、理事会、常務会等、理事の職務の執行に係る情報は、文書等管理規程および議事録作成規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、リスク管理を最重要事項の一つとして位置付け、業務に係るリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクに分類します。各リスク管理の統括部署は、リスク管理規程および関連細則に基づきリスクを把握・管理します。

また、お客様保護および利便性の向上をはかるため、お客様保護等に関する基本方針を制定するとともに職員への教育を行い、お客様の苦情・相談等への対応、お客様情報の管理などお客様保護等管理を徹底します。

(4)理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項を協議決定し、理事による業務の執行状況を監督します。

(5)当金庫における業務の適正を確保するための体制

当金庫は、不当要求防止責任者の設置や積極的な関連情報収集と該情報の一元化・有効活用等により、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備します。また、コンプライアンス・ホットライン等による役職員からの直接通報を可能とし、違法行為等の未然防止への態勢を強化しています。

(6)監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当職員に関する事項

ならびにその職員の理事からの独立性および監事の当職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当金庫は、監事の職務を補助する監事会事務局を設置し、常勤の事務局員を配置します。また、監事会の事務局員は、その独立性を確保するため、原則として監事会の指揮命令に属します。

(7)理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告します。

また、監事が重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するために、理事会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席できる体制、代表理事および常務理事へ報告される全ての稟議書類等を閲覧できる体制、必要に応じて理事および職員へ業務執行に関して説明を求めることができる体制を整えます。

なお、監事に報告を行った者が事実と良識に基づき報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として人事上の不利益な取扱いは行いません。

(8)その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当金庫は、監事監査の実効性確保を目的として、監事会規程および監事監査基準に基づく監事の独立性と権限を確保するとともに、監事、会計監査人および内部監査部署が密接な連携を保持できる環境整備に努めます。また、監事の監査のための予算措置を行い、監事の職務の執行について生ずる費用は、監事の意見を尊重し適時適切に処理します。